



埼玉県報

第436号
令和5年(2023年)
8月4日
金曜日

目次

告示

- ふるさと納税サイトを利用して納付される寄附金の収納事務委託に関する告示（財政課）
- ふるさと納税サイトを利用して納付される寄附金の指定納付受託者の指定（財政課）
- 石油ストーブに関する入札公告（入札課）
- 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の規定に基づく土砂搬入禁止区域の指定（秩父環境管理事務所）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 彩の国映像情報発信システムサーバ機器等の賃貸借に関する入札公告（商業・サービス産業支援課）
- 内水面漁場計画の作成（生産振興課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定（出納総務課）
- 交番等で使用する電気（低圧電力）に関する落札者等の公示（会計課）
- 放置違反金収納事務委託契約の告示（交通指導課）
- 指定納付受託者の指定（交通指導課）
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 不在者投票を行うことができる施設の異動（選挙管理委員会）

正誤

- 埼玉県告示第845号中訂正（会計課）

告示

埼玉県告示第八百四十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和五年八月四日

埼玉県知事 大野 元裕

| 委託事務 | 受託者の住所、名称及び代表者氏名 | 委託期間 |
|---|--|------------------------|
| ふるさと納税 サイト「ふるさとチョイス」 を利用して納付される寄附金の収納事務 | 東京都渋谷区渋谷二丁目二十四番十二号 株式会社トラストバンク 代表取締役 川村 憲一 | 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで |
| ふるさと納税 サイト「さとふる」を利用して納付される寄附金の収納事務 | 東京都中央区京橋二丁目二番一号 株式会社さとふる 代表取締役社長 藤井 宏明 | 令和五年四月一日から令和五年九月三十日まで |

告示

埼玉県告示第八百四十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる寄附金の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和五年八月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 寄附金、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

| 寄附金 | 指定納付受託者の事務所の所在地、名称及び代表者氏名 | 指定期間 |
|----------------------------------|--|------------------------|
| ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」を利用して納付される寄附金 | 株式会社トラストバンク 代表取締役 川村 憲一 | 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで |
| ふるさと納税サイト「さとふる」を利用して納付される寄附金 | 東京都渋谷区道玄坂一丁目二番三号 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 代表取締役 相浦 一成 茨城県水戸市南町三丁目四番十二号 株式会社めぶきカード 代表取締役 木村 浩幸 | 令和五年四月一日から令和五年九月三十日まで |
| | 東京都港区海岸一丁目七番一号 SBペイメントサービス株式会社 代表取締役社長 榛葉 淳 東京都千代田区紀尾井町一番三号 PayPay株式会社 代表取締役社長 中山 一郎 | |

二 指定をした日

令和五年四月一日

告 示

埼玉県告示第八百五十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年八月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

石油ストーブ 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和6年2月6日（火）

(4) 納入場所

埼玉県立浦和高等学校ほか55校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 斎藤 電話048-830-5780（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年9月22日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年9月21日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年9月22日（金）午前10時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和5年9月22日（金）午前10時10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額

を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和5年9月7日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和5年8月14日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Kerosene Heater Complete Set

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Friday, September 22, 2023

By Registered Mail: 5:00 pm, Thursday, September 21, 2023

In Person: 10:00 am, Friday, September 22, 2023

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services
Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5780

告 示

埼玉県告示第八百五十一号

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十四号）第二十八条第一項の規定により、土砂搬入禁止区域を次のとおり指定した。

令和五年八月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 土砂の搬入を禁止する期間

令和五年八月十一日から令和六年二月十日まで

二 土砂の搬入を禁止する土地の区域

埼玉県秩父市田村字上ノ台七百八十八番一、七百八十九番一、七百八十九番二、八百二十六番、八百二十七番、八百二十八番二、八百二十九番、八百三十四番四、八百三十六番一、八百三十六番二、八百三十六番三、八百三十六番十七、八百三十八番、八百三十九番一、八百三十九番二、八百三十九番三、八百三十九番四、八百四十四番、八百四十五番、八百四十六番一、八百四十六番二、八百四十七番一、八百四十七番二、八百四十八番、八百四十九番及び八百五十番、同字上ノ台七百八十八番一地先から同字上ノ台八百四十八番地先まで及び同字上ノ台八百三十九番一地先から同字上ノ台八百四十九番地先までの道路敷並びに同字上ノ台七百八十八番一地先から同字上ノ台八百四十八番地先まで及び同字上ノ台七百八十九番一地先から同字上ノ台八百四十七番一地先までの水路敷並びに同字諏訪平千八百三番の土地

告 示

埼玉県告示第八百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年八月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

Tecc LIFE SELECT 狭山店

埼玉県狭山市大字上奥富字上川原千百二十六番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）イオン狭山店

埼玉県狭山市大字上奥富字上川原千百二十六番地一外

（変更後）Tecc LIFE SELECT 狭山店

埼玉県狭山市大字上奥富字上川原千百二十六番地一外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

（変更後）株式会社ヤマダデンキ 代表取締役社長 上野善紀

群馬県高崎市栄町一番一号 外 計二者

ハ 変更年月日

令和五年六月二十三日

ニ 届出年月日

令和五年七月二十一日

二 縦覧期間

令和五年八月四日から令和五年十二月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年八月四日から令和五年十二月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年八月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス永田店

埼玉県秩父市永田町三千四百二十一番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 夜間（午後十時から翌日の午前六時までの間をいう。以下同じ。）に店舗面積が五百平方メートル以上の小売店の営業を行う場合又は深夜（午後十時から翌日の午前六時までの間をいう。以下同じ。）に音響機器を使用する場合は、埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第六十六条の規定に基づき次のことを遵守すること。
- (一) 夜間において規制規準を超える騒音を発生し、又は発生させてはならない。
- (二) 深夜においては、外部に音が漏れないようにすること。
- (2) 収容台数が二十台以上又は五百平方メートル以上の駐車場を設置する場合は、利用者へのアイドリングストップの周知を行うこと。（駐車場が点在する場合は、それぞれの場所で周知できるような対応を行うこと。）
- (3) 埼玉県の「大型店、チェーン店の地域貢献に関するガイドライン」に基づき、地元商工団体への積極的な加入を検討すること。

二 縦覧期間

令和五年八月四日から令和五年九月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

告示

埼玉県告示第八百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年八月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS上里

児玉郡上里町大字七本木二千二百七十二―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計十八者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計十七者

ハ 変更年月日

令和四年四月一日外

ニ 届出年月日

令和五年七月二十四日

二 縦覧期間

令和五年八月四日から令和五年十二月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年八月四日から令和五年十二月四日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第八百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年八月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS上里

児玉郡上里町大字七本木二千二百七十二―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 一万二千六百二十八平方メートル

（変更後） 一万三千七百四十平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 総収容台数 一〇二六台

（変更後） 位置 図面省略 総収容台数 一〇九一台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 総収容台数 三五四台

（変更後） 位置 図面省略 総収容台数 三五四台

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 位置 図面省略 総容量 一四五立方メートル

（変更後） 位置 図面省略 総容量 一四七立方メートル

ハ 変更年月日

令和五年九月二十三日外

ニ 届出年月日

令和五年七月二十四日

二 縦覧期間

令和五年八月四日から令和五年十二月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年八月四日から令和五年十二月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百五十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年八月四日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

彩の国映像情報発信システムサーバ機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和6年3月1日（金）から令和11年2月28日（水）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明し

た者であること（詳細は入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 津崎 電話048-830-7984(直通) 電子メールa3750-04@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年9月14日（木）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年9月13日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年9月13日（水）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課 令和5年9月14日（木）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和5年9月5日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和5年8月14日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of Sai no Kuni Video Data Transmission System Server

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00am Thursday, September 14, 2023

By registered mail or in person: 5:00pm Wednesday, September 13, 2023

(3) Contact Information:

Video Content Group

Commerce and Service Industry Support Division

Department of Industry and Labor

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Phone: 048-830-7984

Email: a3750-04@pref.saitama.lg.jp

告示

埼玉県告示第八百五十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、内水面漁場計画を次のとおり定めたので、同条第二項において準用する同法第六十四条第六項の規定により、公示する。

令和五年八月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 内水面漁場計画の内容

イ 公示番号 区第一号

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|--------|-----------------|
| 第二種区画漁業 | こいの養殖業 | 一月一日から十二月三十一日まで |

(2) 漁場の位置

埼玉県児玉郡美里町大字広木字摩訶池四百七十四番地

(3) 漁場の区域

摩訶池 三百九十一・七アール

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別

個別漁業権

(5) その他

(一) 制限又は条件

なし

(二) 存続期間

令和六年一月一日から令和十年十二月三十一日まで

ロ 公示番号 区第二号

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|--------|-----------------|
| 第二種区画漁業 | こいの養殖業 | 一月一日から十二月三十一日まで |

(2) 漁場の位置

埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字市場十七番地

(3) 漁場の区域

古沼 二百四・九アール

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別

個別漁業権

(5) その他

(一) 制限又は条件

なし

(二) 存続期間

令和六年一月一日から令和十年十二月三十一日まで

ハ 公示番号 共第一号

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|---|-----------------|
| 第五種共同漁業 | あゆ漁業 ます類漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 かじか漁業 わかさぎ漁業 なまず漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |

(2) 漁場の位置

埼玉県熊谷市、行田市、秩父市、飯能市、東松山市、鴻巣市、深谷市、比企郡滑川町、秩父郡横瀬町、皆野町、長瀨町及び小鹿野町並びに大里郡寄居町地先

(3) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線より上流の荒川（上流から大芦橋まで）、諏訪沢、滝の沢、鶴沢、田野沢、谷津川、贅川、猪鼻沢、大砥沢、大除沢、矢竹沢、小赤沢、赤沢谷、赤木谷、白泰沢、樅沢、真ノ沢、中小屋沢、ヒダナ沢、荒川谷、小荒川谷（金山沢）、大荒川谷、股ノ沢、武信白岩沢、木賊沢、釜伏川、扇沢（風布川）、深沢川、三品川、平倉川、山居川、栃谷川、五ノ坪川、宮川及び天沼川、三沢川、滝ノ入沢川、日野沢川、金沢川（金山沢）、大平沢、奈良尾沢及び門平沢、赤平川、小判沢、伊豆沢、栗尾沢、岩殿沢、皆本沢、日影沢、日向沢、尾ノ内沢及び河原沢、吉田川、小川、女形川、長久保川、藤倉川及び宮の入沢、阿熊川、白岩沢及び奥の入

沢、石間川、城峯沢及び石神沢、長留川及び釜ノ沢、薄川、柏沢、塩沢、浦島沢、おおつまり沢、藤指沢、大谷沢、瀬ノ沢、滝の沢、本沢、キワダ沢、倉沢及び七滝沢、小森川、寺沢、白沢、夜討沢、穴場沢、鳩の沢、高井原沢、滝の沢、本沢、ヤツボ沢、井戸沢、日向畑沢、丸岩沢、挽板沢、森戸沢、滝越沢、赤井沢、芝小屋沢、中尾沢、高見倉沢、夜倉沢、高見沢及び不動沢、蒔田川、横瀬川、大瀬沢、兔沢、木の間沢、関ノ入谷（曾沢）、兵野沢、横石沢（二二九沢）、井戸ノ入沢、辰目沢、南沢、処花沢、芳ヶ平沢（松枝沢）、牛喰沢、永井谷沢川及び大栗沢川、定峰川、生川、小島沢川、浦山川、大谷沢、茶平沢、ばうも沢、大神楽沢、細久保川、幹沢、右ノ沢、左ノ沢、広川原谷、焼山沢、冠岩沢、鍛冶崩沢、長尾沢、三土場沢、中の沢及びこびき沢、橋立川及び市の沢、大久保谷、安谷川、寺沢川、大仁田沢、平溝沢、川浦谷、持小屋沢、於知沢、今木沢、しあん沢及びわさび沢、大血川、向いの沢、井戸沢、西谷、鉄砲沢及び白岩沢（ワレイワ沢）、東谷川及び新山沢、中津川、蛹沢、芋平沢、入波沢、中ノ沢、井戸沢、小滑沢、大滑沢（地獄沢）、深沢、オロ沢、相原沢、石舟沢、大若沢、鎌倉沢、ムジナ沢、ガク沢、大山沢、信濃沢、大ガマタ沢及び金蔵沢、神流川、広河原沢、六助沢、山吹谷、和那波沢、雁掛沢及び金山沢、大洞川、和名倉沢、手戸沢、サメ沢、市ノ沢、樽沢、鷹ノ巣沢、オヒジリ沢、荒沢谷、桂谷、仁田小屋沢、松葉沢、惣小屋谷、井戸沢及び榎谷、滝川、久殿ノ沢、ミグロ沢、ナメリ沢、沢小屋沢、曲沢、金山沢、八百谷、榎ノ沢、水晶谷、枝沢（熊穴沢）、ブドウ沢及び古札沢、豆焼川、トーガク沢及び豆焼沢、和田吉野川、和田川、九頭竜川、通殿川、吉野川、新吉野川、坂東沢川、切れ所沼、御正堰用水路、吉見堰用水路、奈良堰用水路、玉井堰用水路、大麻生堰用水路並びに成田堰用水路

(一) 基点第一号 埼玉県熊谷市小八林（大芦橋下流端（荒川右岸））

(二) 基点第二号 埼玉県鴻巣市大芦（大芦橋下流端（荒川左岸））

(4) 関係地区

埼玉県熊谷市、行田市、秩父市、飯能市、東松山市、鴻巣市、深谷市、比企郡滑川町、秩父郡横瀬町、皆野町、長瀨町及び小鹿野町並びに大里郡寄居町

(5) その他

(一) 制限又は条件
なし

(二) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

二 公示番号 共第二号

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|---|-----------------|
| 第五種共同漁業 | あゆ漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 どじょう漁業 わかさぎ漁業 なまず漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |

(2) 漁場の位置

埼玉県さいたま市、川越市、川口市、所沢市、東松山市、狭山市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、入間郡三芳町、比企郡滑川町、嵐山町、小川町、川島町及び吉見町並びに大里郡寄居町並びに東京都東村山市及び清瀬市地先

(3) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から基点第三号と基点第四号を結ぶ線までの荒川(大芦橋から笹目橋までのうち、荒川第一調節池を除く。)、芝川、新芝川、次に掲げる基点第五号と基点第六号を結ぶ線より上流の新河岸川(上流から白子川合流点まで)、白子川、越戸川、谷中川、黒目川、柳瀬川、東川、不老川、九十川、菖蒲川、緑川、笹目川、鴨川、鴻沼川、びん沼川、新河岸川放水路、江川、市野川、新江川、滑川、角川、粕川、新川、旧荒川、旧荒川(上池・中池・下池)、丸堀(荒川)、山王堀(荒川)、地藏沼(荒川)、江川排水路、伊佐沼代用水路、古川排水路、灰俵沼、伊佐沼、明善谷沼、城ヶ谷沼、八反沼及び芝川第一調節池

(一) 基点第一号 埼玉県熊谷市小八林(大芦橋下流端(荒川右岸))

(二) 基点第二号 埼玉県鴻巣市大芦(大芦橋下流端(荒川左岸))

(三) 基点第三号 東京都板橋区高島平六丁目(笹目橋下流端(荒川右岸))

(四) 基点第四号 埼玉県戸田市早瀬一丁目(笹目橋下流端(荒川左岸))

(五) 基点第五号 東京都板橋区三園二丁目十八番地と埼玉県和光市大字下新

倉との境界（新河岸川右岸）

(六) 基点第六号 東京都板橋区新河岸三丁目と埼玉県和光市大字下新倉との

境界（新河岸川左岸）

(4) 関係地区

埼玉県さいたま市、川越市、川口市、所沢市、東松山市、狭山市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、入間郡三芳町、比企郡滑川町、嵐山町、小川町、川島町及び吉見町並びに大里郡寄居町並びに東京都東村山市及び清瀬市

(5) その他

(一) 制限又は条件

なし

(二) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

ホ 公示番号 共第三号

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|---|-----------------|
| 第五種共同漁業 | あゆ漁業 ます類漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 どじょう漁業 かじか漁業 わかさぎ漁業 なまず漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |

(2) 漁場の位置

埼玉県川越市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、入間郡毛呂山町及び越生町、比企郡嵐山町、小川町、川島町、鳩山町及びときがわ町並びに秩父郡東秩父村地先

(3) 漁場の区域

都幾川、正法寺川、八木成沢、七重川、大羽根川、舟の沢、外川、陣馬平川及び橋倉川、三日月池（都幾川旧川）、槻川、細山川、萩平川、オクマン沢、せぎり沢、春塚沢、丸塚沢及びたかがや沢、兜川、館川、雀川、氷川、越辺川、唐沢川、赤衣川、柳田川、大橋川、谷堀川、渋沢、津久根川、山入川、松倉川、三滝川及び顔振川、小畔川、南小畔川、飯盛川、九十九川、鳩川、黒石川、内川、大橋川及び泉井川、大谷木川、毛呂川及び桂木川、阿諏訪川、上殿川、麦原川、龍ヶ谷川、高麗川、清流川、大沢堀川、井尻谷、炭釜川、関ノ入沢、深沢、虎秀川、風影入、権現川、久通川、花桐川、大蔵山川、入西沢及びタツマ谷、宿谷川、長沢川、八徳谷及び高山沢、北川、入谷入、高畑川、空竜谷、藤原谷及び岩井沢、葛川、次に掲げる基点第七号と点を結ぶ線より上流の入間川、要害川、唐沢、妻沢、蔵入、湯基入川、穴沢川、柏木入川、人見入川、蔵入川、白岩沢川、山中沢川、横倉入川、小沢入川及び和泉入沢川、横塚川、安藤川、霞川、次に掲げる基点第八号と基点第九号を結ぶ線より下流の成木川（両郡橋より下流）、中藤川、中沢、山中沢及び桜久保入、炭谷川、湯の沢川、湯ノ沢及び釜ノ入沢、有間川、白谷沢川、滝ノ入川、栃ノ木入川及び白岩沢並びに逆川

(一) 基点第七号 荒川と入間川との分水堤突端（入間川左岸）

(二) 点ア 基点第七号から二百四十度（真方位による。）の線と入間川右岸との交点（入間川右岸）

(三) 基点第八号 東京都青梅市富岡一丁目（両郡橋下流端（成木川右岸））

(四) 基点第九号 埼玉県飯能市大字下畑（両郡橋下流端（成木川左岸））

(4) 関係地区

埼玉県川越市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、入間郡毛呂山町及び越生町、比企郡嵐山町、小川町、川島町、鳩山町及びときがわ町並びに秩父郡東秩父村

(5) その他

(一) 制限又は条件
なし

(二) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

へ 公示番号 共第四号

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|------|-------|------|
| | | |

| | | |
|---------|--|-----------------|
| 第五種共同漁業 | ます類漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 どじょう漁業 わかさぎ漁業 なまず漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |
|---------|--|-----------------|

(2) 漁場の位置

埼玉県熊谷市、行田市、本庄市、深谷市、秩父郡皆野町及び長瀨町並びに
児玉郡美里町、神川町及び上里町地先

(3) 漁場の区域

福川、小山川、唐沢川、清水川、備前渠川、元小山川、女堀川、志戸川、
藤治川、天神川、男堀川、秋山川、小平川、間瀬川、稲聚川、御陣場川及び
忍保川

(4) 関係地区

埼玉県熊谷市、行田市、本庄市、深谷市、秩父郡皆野町及び長瀨町並びに
児玉郡美里町、神川町及び上里町

(5) その他

(一) 制限又は条件
なし

(二) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

ト 公示番号 共第五号

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|---|-----------------|
| 第五種共同漁業 | おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 どじょう漁業 わかさぎ漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |

(2) 漁場の位置

埼玉県さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、南埼玉郡宮代町並びに北葛飾郡杉戸町及び松伏町、茨城県猿島郡五霞町並びに東京都足立区及び葛飾区地先

(3) 漁場の区域

次に掲げる基点第十号と点イを結ぶ線より上流の中川（上流から大場川合流点まで）、次に掲げる基点第十一号と基点第十二号を結ぶ線より上流の綾瀬川（上流から内匠橋まで）、伝右川、古綾瀬川、一の橋放水路、深作川、大場川、第二大場川、元荒川、星川（見沼代用水兼用区間（行田市荒木から久喜市菖蒲町上大崎まで）を除く。）、野通川、旧忍川（さきたま調整池）、赤堀川、忍川、新方川、会之堀川、大落古利根川、隼人堀川、庄兵衛堀川、姫宮落川、備前堀川、備前前堀川、青毛堀川、倉松川、大島新田川、幸手放水路、午の堀川、手子堀川、新槐堀川、権現堂川、笠原沼落、葛西用水路（会の川合流点（加須市北大桑）より下流）、会の川、志多見落堀・上青毛北堀、上青毛南堀、江川堀、六郷堀・天王新堀、古笹田落、大英寺落、八ヶ村落、五ヶ村落、油井ヶ島沼、南方用水路、松原落排水路、旧槐堀川、中谷落排水路、香林寺上流排水路、香林寺落排水路、三尺落排水路、導水渠、新堀排水路、開二十九排水路、沼尻落排水路、古利根排水路、十王堀排水路、稲荷木落排水路、中島用悪水路、神扇落排水路、大中落悪水路、安戸落悪水路、末田大用水路、葛西用水路（逆川用水）、東京葛西用水、八条用水路、二郷半領用水路、新田用水路、木売落悪水路及び下八間堀悪水路

(一) 基点第十号 東京都足立区六木三丁目中川堤防上の埼玉県と東京都との境界標柱（中川右岸）

(二) 点イ 基点第十号から百六十一度三十分（真方位による。）の線と中川左岸との交点（中川左岸）

(三) 基点第十一号 東京都足立区南花畑三丁目（内匠橋下流端（綾瀬川右岸））

(四) 基点第十二号 東京都足立区神明一丁目（内匠橋下流端（綾瀬川左岸））

(4) 関係地区

埼玉県さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、南埼玉郡宮代町並

びに北葛飾郡杉戸町及び松伏町、茨城県猿島郡五霞町並びに東京都足立区及び葛飾区

(5) その他

(一) 制限又は条件

なし

(二) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

チ 公示番号 共第六号

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|-----------------------|-----------------|
| 第五種共同漁業 | こい漁業 ふな漁業 なまず漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |

(2) 漁場の位置

埼玉県加須市及び茨城県古河市地先

(3) 漁場の区域

栃木県境から次に掲げる基点第十三号と基点第十四号を結ぶ線までの渡良

瀬川

(一) 基点第十三号 埼玉県加須市本郷地先の東武鉄道鉄橋左端橋礎（渡良瀬

川右岸）

(二) 基点第十四号 茨城県古河市中田新田地先の香取神社鳥居右柱（渡良瀬

川左岸）

(4) 関係地区

埼玉県加須市及び茨城県古河市

(5) その他

(一) 制限又は条件

なし

(二) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

リ 公示番号 共第七号

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|------|-------|------|
| | | |

| | | |
|---------|--|-----------------|
| 第五種共同漁業 | あゆ漁業 ます類漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 かじか漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |
|---------|--|-----------------|

(2) 漁場の位置

埼玉県飯能市及び東京都青梅市地先

(3) 漁場の区域

次に掲げる基点第八号と基点第九号を結ぶ線から基点第十五号と基点第十
六号を結ぶ線までの成木川（末成橋から両郡橋まで）及び直竹川

(一) 基点第八号 東京都青梅市富岡一丁目（両郡橋下流端（成木川右岸））

(二) 基点第九号 埼玉県飯能市大字下畑（両郡橋下流端（成木川左岸））

(三) 基点第十五号 東京都青梅市成木一丁目（末成橋橋台下流端（成木川右
岸））

(四) 基点第十六号 東京都青梅市成木一丁目（末成橋橋台下流端（成木川左
岸））

(4) 関係地区

埼玉県飯能市及び東京都青梅市

(5) その他

(一) 制限又は条件
なし

(二) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

又 公示番号 共第八号

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|--------------------------------|-----------------|
| 第五種共同漁業 | こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 なまず漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |

(2) 漁場の位置

埼玉県川口市及び戸田市並びに東京都北区及び板橋区地先

(3) 漁場の区域

次に掲げる基点第三号と基点第四号を結ぶ線から基点第十七号と基点第十八号を結ぶ線までの荒川（笹目橋から芝川水門まで）

(一) 基点第三号 東京都板橋区高島平六丁目（笹目橋下流端（荒川右岸））

(二) 基点第四号 埼玉県戸田市早瀬一丁目（笹目橋下流端（荒川左岸））

(三) 基点第十七号 東京都北区志茂三丁目四十五番地と同四丁目三十四番地

との境界（荒川右岸）

(四) 基点第十八号 埼玉県川口市領家五丁目（芝川水門下流端（荒川左岸））

(4) 関係地区

埼玉県川口市及び戸田市並びに東京都北区及び板橋区

(5) その他

(一) 制限又は条件

なし

(二) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

ル 公示番号 共第九号

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|--|-----------------|
| 第五種共同漁業 | あゆ漁業 ます類漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 どじょう漁業 なまず漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |

(2) 漁場の位置

埼玉県熊谷市、行田市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市並びに児玉郡神川町及び上里町並びに群馬県高崎市、伊勢崎市、太田市、藤岡市、佐波郡玉村町並びに邑楽郡板倉町、明和町、千代田町及び大泉町地先

(3) 漁場の区域

次に掲げる基点第十九号と点ウを結ぶ線から基点第二十号と基点第二十一号を結ぶ線までの利根川（五料橋から埼玉県加須市飯積まで）、次に掲げる基点第二十二号と基点第二十三号を結ぶ線より下流の烏川（群馬県境から利根川合流点まで）、次に掲げる基点第二十四号と基点第二十五号を結ぶ線より下流の神流川（渡戸橋から烏川合流点まで）、三名川及び笹川

(一) 基点第十九号 埼玉県加須市飯積地先の合の川防災ステーションに設置された国土交通省利根川上流河川事務所の河川管理境界標識（利根川左岸）

(二) 点ウ 基点第十九号から二百三十度（真方位による。）の線と利根川右岸との交点（利根川右岸）

(三) 基点第二十号 群馬県佐波郡玉村町大字五料（五料橋下流端（利根川右岸））

(四) 基点第二十一号 群馬県伊勢崎市柴町（五料橋下流端（利根川左岸））

(五) 基点第二十二号 群馬県高崎市新町字下河原と埼玉県児玉郡上里町大字毘沙吐との境界（烏川右岸）

(六) 基点第二十三号 群馬県高崎市新町字下河原と埼玉県児玉郡上里町大字毘沙吐との境界（烏川左岸）

(七) 基点第二十四号 埼玉県児玉郡神川町大字渡瀬字姥石川端（渡戸橋下流端（神流川右岸））

(八) 基点第二十五号 群馬県藤岡市鬼石（渡戸橋下流端（神流川左岸））

(4) 関係地区

埼玉県熊谷市、行田市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市並びに児玉郡神川町及び上里町並びに群馬県高崎市、伊勢崎市、太田市、藤岡市、佐波郡玉村町並びに邑楽郡板倉町、明和町、千代田町及び大泉町

(5) その他

(一) 制限又は条件
なし

(二) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

二 漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）第二十四条各号に掲げる事項

イ 漁業法第六十七条第二項において準用する同法第六十四条第四項の規定により聴いた埼玉県内水面漁場管理委員会、茨城県内水面漁場管理委員会、群馬県

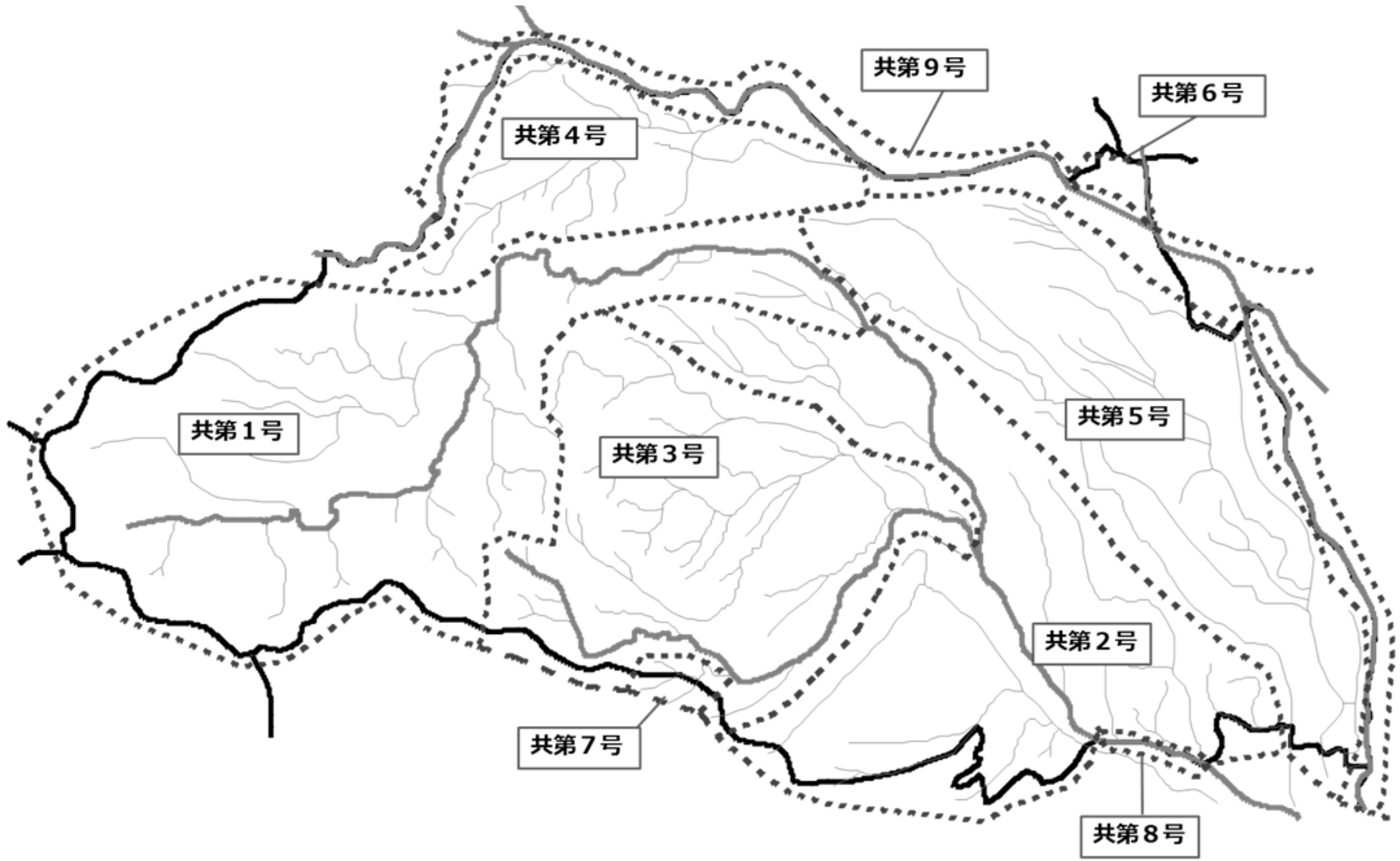
内水面漁場管理委員会及び東京都内水面漁場管理委員会の意見の概要及び処理の結果

(1) 意見の概要

原案に異議なし

(2) 当該意見の処理の結果

当該意見を踏まえて埼玉県内水面漁場計画の案のとおり埼玉県内水面漁場計画を定めることとした。



ハ その他参考となるべき事項

共第六号は新規の漁業権である。

三 漁業の免許予定日

令和六年一月一日

四 漁業の免許の申請期間

令和五年八月二十一日から同年十月二日まで

告 示

埼玉県告示第八百五十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年八月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―九―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字東九千八百七十二番地二外十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三百六十二・四七立方メートル

告 示

埼玉県告示第八百五十九号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年八月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県さいたま市大宮区大成町二丁目百六十番地四 株式会社MS

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野三十六番地六 有限会社オオツカ

二 取消年月日

令和五年七月二十七日

告 示

埼玉県告示第八百六十号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年八月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県草加市北谷三丁目二十五番八号 メゾンドサンティエ三〇一号

稲垣 悟

二 指定年月日

令和五年七月二十八日

告 示

埼玉県告示第八百六十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年八月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び予定数量
交番等で使用する電気（低圧電力） 予定使用電力量2,569,261キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年6月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 東京都中央区日本橋2丁目11番2号
- 5 落札金額
97,033,350円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年4月18日

告示

埼玉県告示第八百六十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の十六の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和五年八月四日

埼玉県知事 大野 元裕

| 委託事務 | 受託者の住所、名称及び代表者氏名 | 委託期間 |
|----------------------|---|------------------------|
| 放置違反金の収納の取りまとめに関する事務 | 東京都江東区豊洲三丁目三番三号 株式会社N T Tデータ 代表取締役社長 佐々木 裕 | 令和五年三月一日から令和六年二月二十九日まで |
| 放置違反金の収納に関する事務 | 東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブーン・イレブン・ジャパン 代表取締役 永松 文彦 | 同右 |
| | 東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社ローソン 代表取締役 竹増 貞信 | 同右 |
| | 東京都港区芝浦三丁目一番二十一号 株式会社ファミリーマート 代表取締役 細見 研介 | 同右 |
| | 東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 山崎製パン株式会社 代表取締役社長 飯島 延浩 | 同右 |
| | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 ミニストップ株式会社 代表取締役 藤本 明裕 | 同右 |
| | 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一 | 同右 |

| | |
|--|-----------|
| <p>株式会社ポブラ 代表取締役社長 岡田 礼信</p> | |
| <p>北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地 株式会社セイコーマート 代表取締役 赤尾 洋昭</p> | <p>同右</p> |
| <p>東京都港区港南一丁目八番二十七号 株式会社しんきん情報サービス 代表取締役 飯吉 真</p> | <p>同右</p> |
| <p>東京都品川区西品川一丁目一番一号 LINE Pay株式会社 代表取締役 前田 貴司</p> | <p>同右</p> |
| <p>東京都千代田区大手町一丁目五番五号 株式会社みずほ銀行 取締役頭取 加藤 勝彦</p> | <p>同右</p> |
| <p>東京都千代田区永田町二丁目十一番一号 株式会社NTTドコモ 代表取締役社長 井伊 基之</p> | <p>同右</p> |
| <p>東京都千代田区紀尾井町一番三号 PayPay株式会社 代表取締役 中山 一郎</p> | <p>同右</p> |
| <p>東京都江東区豊洲三丁目三番三号 株式会社NTTデータ 代表取締役社長 佐々木 裕</p> | <p>同右</p> |

告示

埼玉県告示第八百六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる納付事務について、同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和五年八月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 納付事務、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

| 納付事務 | 指定納付受託者の事務所の所在地、 名称及び代表者氏名 | 指定期間 |
|----------------|--|------------------------|
| 放置違反金の納付に関する事務 | 東京都港区台場二丁目三番二号 ユーシーカード株式会社 代表取締役社長 中西 章裕 | 令和五年三月一日から令和六年二月二十九日まで |
| | 東京都港区南青山五丁目一番二十二号 株式会社ジェーシービー 代表取締役兼執行役員社長 二重 孝好 | 同右 |

二 指定をした日

令和五年三月一日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和五年八月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 金澤 圭 竹

| | |
|------------------------|---|
| 指定番号 | 第四号 |
| 指定に係る道路の種類 | 建築基準法第四十二条第一項第四号 |
| 指定の年月日 | 令和五年七月二十六日 |
| 指定に係る道路の位置 | <p>埼玉県飯能市大字双柳八百七十七ー七及び八百八十六ー四並びに八百七十六ー一、八百七十七ー一、八百七十七ー三、八百七十七ー六、八百八十五ー二、八百八十五ー五、八百八十六ー二及び八百八十六ー三の各一部並びに八百七十六ー一、八百七十七ー一、八百七十七ー三、八百七十七ー六、八百七十七ー七、八百八十五ー二、八百八十六ー二及び八百八十六ー四の各先</p> <p>埼玉県飯能市大字双柳八百七十六ー四、八百八十六ー五、八百八十七ー四、八百八十七ー六及び八百八十八ー四並びに八百八十六ー三及び八百八十八ー二の各一部</p> |
| 指定に係る道路の延長 (単位メートル) | 七十二・〇 |
| 指定に係る道路の幅員 (単位メートル) | 四・二 |

| | | | |
|------------------------|--|---|--|
| 指定番号 | | | |
| 指定に係る道路の種類 | 建築基準法第四十二条第一項第四号 | | |
| 指定の年月日 | 令和五年七月二十六日 | | |
| 指定に係る道路の位置 | 埼玉県飯能市大字双柳八百八十六―七並びに八百八十五―二、八百八十六―二及び八百八十七―三の各一部並びに八百八十五―二、八百八十六―二、八百八十七―二、八百八十七―七及び八百八十七―三の各先 | 埼玉県飯能市大字双柳八百八十七―一、八百八十七―十二、八百八十七―十三及び八百九十四―十六 | 埼玉県飯能市大字新光五十五―二の一部並びに五十三―二、五十四―二、五十四―六、五十五―一、五十五―二、五十五―四及び五十六―一の各先 |
| 指定に係る道路の延長 (単位メートル) | 二十・〇 | 三十四・〇 | 七十・〇 |
| 指定に係る道路の幅員 (単位メートル) | 四・〇 | 四・〇 | 六・〇 |

告示

埼玉県選管告示第六十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

令和五年八月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

| | 施設の開設主体及び名称 | 所在地 |
|---|---|-----------------------|
| 旧 | 株式会社メープルヴィラ 介護付有料老人ホーム ケアヴィレッジ 美乃里 | |
| 新 | 株式会社SOYOKAZE 介護付有料老人ホーム ケアヴィレッジ 美乃里 | 埼玉県新座市東北二丁目六番二 十六号 |

正 誤

埼玉県告示第八百四十五号（令和五年七月二十八日第四百三十四号）中訂正

ページ 行

二 前から一及び二

誤

1 購入等件名

へリコプター（アグスタ式A109E型A323N）4800時間点検の請負 一式

正

1 購入等件名及び数量

へリコプター（アグスタ式A109E型JA323N）4800時間点検の請負 一式